

旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は旅行業法第12条の4に定める取付条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は株式会社岐阜新聞社（岐阜県知事登録旅行業第2-386号。以下「当社」といいます）が旅行企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社の旅行契約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

(1)旅行のお申し込みは、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社が別に定める申込金を添えてお申し込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

(2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受ける場合があります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとして扱います。

<p style="text-align:center">旅行代金の額</p>	<p style="text-align:center">申込金（おひとり）</p>
30,000円未満	5,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	10,000円以上旅行代金まで
60,000円以上	20,000円以上旅行代金まで

(4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに対応します。また、申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(5)18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の方の同行を条件とさせていただきます。

3. 旅行代金および追加代金

(1)旅行代金とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と「追加代金」を合計した額をいいます。旅行代金は「申込金」、「取消料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

(2)特コースが明示されている場合を除き、大人旅行代金は満12歳以上の方、小人旅行代金は満6歳以上12歳未満の方に適用します。

(3)小人旅行代金が適用にならない幼児であっても、バス・航空機の座席を確保する場合は小人旅行代金を申し受けます。

(4)個室追加代金は、1室ごとにより必要となります。

(5)旅行代金から申込金を差し引いた残金は、旅行開始日の前日から起算して13日前までにお支払いください。

(6)追加代金とは、①個室追加代金、②別宴会等による追加代金、③延泊による宿泊料金、④船舶・航空機の等級変更による差額運賃・料金等、基本旅行代金に追加する旅行代金をいいます。

4. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程が明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。

(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）。

(2)空掛極效使用料。

(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

(4)ご希望者のみ参加されるオプション料金。

(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。但し旅行代金に含めた場合を除く。

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

6. 契約書面および確定書面（最終日程表）の交付

(1)当社は、旅行契約が成立した場合、速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した「契約書面」をお渡しします。

(2)確定した主な運送機関名および宿泊旅館・ホテル名が記載された確定日程表は旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日7日前以降にお申し込みがあった場合は、旅行開始日当日に交付する場合があります。

7. 旅行契約内容の変更および旅行代金の変更

(1)当社は、天災地変、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行（航）計画と異なる運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

(2)著しい需給動向の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更する場合があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して15日前前までにご連絡いたします。

8. 最少催行人員

・参加者数が最少催行人員に満たない場合は、旅行を中止することがあります。この場合は旅行開始日の13日前（日帰り旅行は3日前）までにご連絡いたします。

9. 取消れかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

・契約成立後、お客様の都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人様につき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、契約を解除されたお客様から下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室あたりのご）利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。取消のご連絡は当社旅行センター営業期間内にお願いいたします。営業時間外のお取り扱いにはできません。

<p style="text-align:center">旅行契約解除の時期</p>	<p style="text-align:center">取消料</p>
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無 料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで（日帰り旅行にあっては10日目）	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

- 当社の責任とならないローン等の事由による取消しの場合も取消料をいただきます。
- 取消料の対象となる旅行代金とは3の追加代金を含めた合計額です。

10. 取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

①旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。

(イ)旅行開始日または終了日の変更、(ロ)観光地、観光施設、その他の目的地の変更、(ハ)運送機関の種類または運送会社の変更、(ニ)運送機関の「施設及び等級」のより低いものへの変更、(ホ)宿泊施設の変更、(ヘ)宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更。

②旅行代金が増額された場合

③当社が確定日程表を旅行開始日の前日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程との実施が不可能となったとき。

11. 当社による旅行契約の解除

・次の場合、当社は契約を解除する場合があります。（一部例外）

①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

②申込条件の不適合。

③団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

12. 当社の責任と免責

・当社よ当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社ご故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

13. お客様の責任

・お客様の故意または過失により当社が損害を受けたときは、当社はお客様から損害賠償を申し受けます。お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

14. お客様の交代

・お客様は当社が承諾した場合、一人当たり所定の手数料をお支払いいただくことにより交代することができます。

15. 旅程保証

・旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての「変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「追加代金」を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	あたりの率（一件％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備のより低い料金の合資格が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る。）	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面の「キャンセル」に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

16. 特別補償

・当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償制度により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度。ただし、一個または一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行えない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

17. 旅程管理・添乗業務

(1)添乗員が同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員または当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます）がります。

(2)添乗員の同行しない旅行にあっては、当社（現地係員または手配代行者等を含む）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。

18. 通言契約

(1)当社は、当社らが提携するクラブカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること」（以下「通言契約」という）を条件に「電話、ファクシミリその他の通信手段」による旅行のお申し込みを受けることがあります。

(2)通言契約による旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点を以下に示します。(ア)通言契約の申し込みに際し、会員は申し込みようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加え、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。(イ)通言契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が受託したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到着したときに成立するものとします。(ウ)通言契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻業務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。

19. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行申し込みの際にご提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様が申し込まれた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続き、事故時の費用等を担保する保険の手続き並びに旅行先の土産店での便宜提供において、必要な範囲内で手続きの相手方に提供いたします。お申込みいただく際は、これらの個人情報の提供についてお客様ご同意いただくものとします。

(2)当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様ご提供するために使用することがあります。

(3)上記の他、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページにてご確認ください。

※この旅行に関し担当者からの説明にご不明点がございましたらご遠慮なく旅行業類別級管理者へご質問下さい。

<p>旅行企画・実施</p> 登録番号 岐阜県知事登録旅行業 第2種 386号
名 称 株式会社岐阜新聞社
所 在 地 岐阜市今小町10
電話番号 058(257)1625 平日10時～16時
<p style="text-align:center">旅行業類別級管理者 車達彦 (一社)全国旅行業協会正会員</p>